



令和4年3月25日(金)	
資料提供	
担当課	地域政策課
担当者	橋本・仲
電話	073-441-2371

未来を彩る花の郷づくり事業補助金の事前相談受付について

県では、地域の人々が未来の景観資源となる花の名所づくりに取り組み、地域活性化に繋げる活動を支援しています。令和4年度にこの事業へ応募を検討されている団体を対象に、事前相談を受け付けます。

補助金の概要

【補助の対象】

将来景観資産となるような樹木の植栽など、以下の取り組みに対し補助します。

① 植樹事業

将来多くの人々が訪れるような眺望を創り、景観資産となる樹木の植栽

② 環境整備事業

来訪者の増加を目的とした環境整備

③ 交流推進事業

上記植樹事業で樹木を植栽するに当たり、人々がその樹木に愛着を持って継続的に育成管理に関与することを目的としたイベントの開催

【補助対象者】

市町村及び県内に事業所を有する法人その他の団体（自治会等も可）で、補助事業完了後も責任を持って継続的に樹木の育成管理を行える団体。

【補助率等】

補助率：10/10以内

補助上限額：予算の範囲内で知事が決定する。

（ただし、交流推進事業については、植樹事業の補助金の交付額の1/2の額）

事前相談について

事前相談では、提出書類に基づき県が事業実施予定地を現地確認し、必要に応じ計画内容や樹木の育成に関する助言をいたします。事前相談を希望する場合は、下記期間内に、事業実施予定場所を所管する振興局企画産業課（令和4年4月1日以降は地域課）あて必要書類を提出してください。

事前相談申込期間：令和4年3月28日（月）～4月28日（木）

留意事項

補助金及び事前相談について、詳しくは地域政策課ホームページをご覧ください。事業実施予定場所を所管する振興局企画産業課（令和4年4月1日以降は地域課）へお問い合わせください。